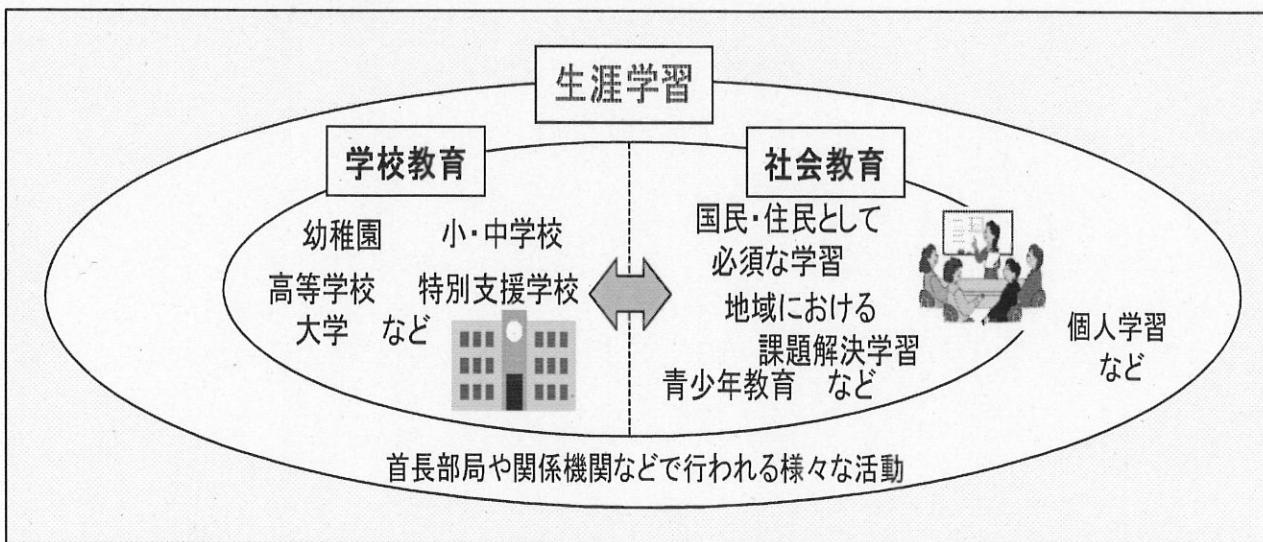


## IV 平成27年度生涯学習課主要施策の概要

### 「生涯学習」の概念図



#### ■ 「生涯教育」について

「生涯学習」は、「生涯教育」を学習者の視点からとらえ直した考え方・理念であると言われることがあるが、これについては、昭和56年の中央教育審議会答申（「生涯教育について」）でも明らかにされているように、「生涯学習」が生涯にわたって行われる「具体的な学習活動」を指すものであるのに対し、「生涯教育」が「考え方・理念」を表すものであるので、同質の対照的な概念として両者をとらえることは適切ではない。生涯教育という「考え方・理念」に対する概念としては、改正教育基本法第3条に新たに規定された「生涯学習の理念」が適切である。

（平成20年中央教育審議会答申より）

## 1 本県の生涯学習の振興

平成23年2月 宮崎県生涯学習審議会

「第二次宮崎県教育振興基本計画に係る生涯学習の在り方について」の答申から

### (1) 生涯学習振興の方向性について

#### ① 「基本的方向性」について

- 「人間力の向上」「宮崎ならではの学習資源の創出」「新しい公共の創造」の3つを規定。

#### ② 「施策推進の視点」について

- 「生涯学習の推進」、「社会教育の充実」、「家庭教育の充実」、「学校教育の充実」、「国際交流の推進」、「文化、スポーツの振興」の6つの施策について明示。

### (2) 基本的方向性を充実させるための新たな考え方

#### ① 「横の連携」の強化

地域コミュニティの機能低下が指摘される中、学校・家庭・地域が連携を基盤としながら、さらに地域の企業やNPO・市民団体等の「多様な主体」が一体となって、社会全体で教育を取り組む「横の連携」を強化することが、子どもたちの「人間力」を育むことにつながる。

「横の連携」を図るために、地域の特性や力が積極的に生かされるよう、学校と地域、家庭と地域などが双方向に交流し、一体となった取組をすることが必要である。

そのためには、連携の核となるべき個人や団体を中心としたネットワークの強化を図ることが必要である。

## ② 「縦の接続」の強化

知識基盤社会が今後一層進展する中、県民だれもが少年期から高齢期まで生涯を通じて質の高い教育や学習に取り組み、その成果を生かすことのできる社会の実現を図る必要がある。

例えば、学校教育を終えた後や、途中で中断した後に、学習者のニーズに応じて再度学校教育の場に戻り、様々な社会教育を受けたりする機会が設けられることなども必要である。

このようなことから、県民の各ライフステージにおける各種教育の充実や活動の場をつなぐための「縦の接続」を強化する必要がある。

## (3) 「県民総ぐるみによる教育の推進」について

これから変化の激しい社会に対応できるたくましく生き抜く力を育むために、学校だけで完結する教育だけではなく、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が、それぞれの役割を果たしながら、一体となって教育を推進することが求められている。

このため、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって家庭や地域の教育力を高め、子どもたちを健全に育む取組を進めが必要なことから、以下の取組が考えられる。

### ① 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む教育の推進

ア 「読書の県民総ぐるみ運動（家読運動）」「弁当の日」「早寝早起き朝ごはん運動」等の取組は、家族間の会話や感動の共有の場、物の価値や親への感謝など、心を豊かにする効果的な取組であり、県民総ぐるみで取り組む気運の醸成が求められる。

イ 学校・家庭・地域や企業・市民団体等が連携し、従来からの地域とのつながりを生かしながら、それぞれの責任と役割を果たし、教育的資源を相互に生かすことのできるネットワークづくりが重要である。

例えば、学校では、地域の窓口担当教職員を配置するとともに、地域教育の拠点としての場の提供をし、地域課題解決のために、退職教員等と連携した取組を行うことなどが考えられる。

### ② 家庭や地域の教育力の向上

ア 家庭の教育力を高めるためには、保護者や将来親となる青少年、祖父母や地域住民を対象とした学習機会を充実させ、子育て中の保護者同士が学び合える学習の内容と場の提供を工夫する必要がある。

イ 家庭教育や子どもの教育支援を行うボランティアの養成や学校で地域や家庭をつなぐコーディネーターを配置するなど、地域全体で子どもたちを育むシステムを構築する必要がある。

## (4) 生涯を通じて学び、挑戦できる社会づくりの推進

人々は、生活の向上や自己実現のため、多様な学習の機会を求めており、県民一人一人がその生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果を適切に生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められている。

そこで、生涯学習社会の実現を目指すために、以下のような取組が考えられる。

### ① 生涯学習の振興

ア 学習活動を行う際に必要となる情報の収集・活用に関しては、県が設置している生涯学習課ホームページ「みやざき学び応援ネット」等を活用した県民への更なる周知が必要であり、使いやすさ、リンク先の工夫など改善を行う必要がある。

イ リカレント教育やキャリア教育に関しては、高等教育機関・職業能力開発機関等との連携を推進し、いつでも学べる環境を整備することが求められている。

ウ 公立図書館や公民館等については、県民の学習活動に重要な役割を果たしており、利便の向上に向けたなお一層の取組が求められる。例えば、知の拠点である図書館については、「居住地にかかわらず迅速な貸し出しを受けることのできるシステムの充実」「図書館の利用の

困難な社会的弱者のためのサービスの充実」などが必要である。

## ② 社会教育の充実

- ア 住民による地域づくりへの参画を促進していくためには、退職後に地域デビューをするのではなく、青少年期から地域行事等に関わるなど、県民だれもが地域社会の一員であるという意識をもち仲間づくりや世代間交流といった既存のネットワークを生かす取組や「新しい公共」の視点に立った、新たなネットワークの構築を図るなど地域づくりへの参加や参画の促進を図る必要がある。
- イ 県民に対して社会教育指導者の資格取得についての広報・啓発を行い、指導者の確保に努めるとともに、社会教育に関する研修会の実施により、社会教育関係者の資質向上を図る必要がある。
- ウ 県や市町村が連携し、社会教育関係事業に関係団体の参画を促すとともに、指導者研修の充実や関係団体等とのネットワークの構築により、社会教育関係団体との一層の連携に努める必要がある。
- エ 県民が、自然・歴史・文化・芸術に親しめるよう、図書館・博物館・美術館等における機能の充実とサービスの向上に計画的に取り組む必要がある。また、県民の生涯学習をさらに推進するために、県の機関と市町村の機関相互の情報のネットワーク化を図る必要がある。

## 2 生涯学習における主な教育施策（平成27年度）

### (1) ④ 県民総ぐるみ教育推進事業（平成27年度～）

県民が生涯にわたる自らの「学び」により得た知識・技能等を、「学校支援」や「地域社会づくり」に生かすとともに、「学校支援ボランティア」への県民の参加促進を図り、学校・家庭・地域や企業・市民団体等が一体となって取り組む「県民総ぐるみによる教育の推進」のより一層の充実を図る。

#### ① 地域の教育力を活性化する取組

地域住民等の参画による「学校支援地域本部事業」、「放課後子供教室推進事業」及び「地域ぐるみの学校安全体制整備」を実施し、県民総ぐるみによる教育の充実を図る。

- 実施主体 市町村（補助率 国1／3、県1／3）

#### ② 「県民の学びを生かす」活動を推進する取組

教育支援活動の充実に向けた方策を検討するとともに、地域における教育ネットワークの構築に向けた協議や地域人材の育成を図る。（補助率 県単・国1／3、県2／3）

- 県民総ぐるみ教育推進研修会（地域教育ネットワーク会議）
- コーディネーター等指導者研修会
- 優れた教育支援に対する顕彰
- アシスト企業登録促進

### (2) 地域ぐるみの「子育て・親育ち」応援事業（平成26年度～）

地域で取り組む親子の絆づくりや、基本的な生活習慣の基盤となる「早寝早起き朝ご飯」運動への地域ぐるみの取組、父親、祖父母等を含めた「親としての学び」の充実を図り、地域全体で家庭教育を支える環境づくりを推進する。

#### ① 親子のふれあい・絆づくりの推進

- ア 地域の人たちとの交流を通した親子のふれあい活動（「家庭の日」の活用）
- イ イクメン・イクジイ等の家庭教育への参加促進

② 子どもの生活習慣づくり運動の推進

- ア 早寝早起き朝ご飯、あいさつ等の習慣化（夏休み全期間を通した地域ぐるみのラジオ体操）  
イ 「親子いきいき生活カレンダー」の作成・配付（小学1年生）

③ 「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座の実施

- ア チーフトレーナー研修会～講座の指導者となるトレーナーのリーダーを育成  
イ トレーナー養成講座～「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座の指導者を養成（県内7地区で実施）  
ウ 「みやざき家庭教育サポートプログラム」を活用した講座の実施

(3) 子ども読書活動推進事業（平成26年度～）

読書活動の推進に関わる大人達が、読書活動推進の様々な方策等を学び、子どもの発達段階に応じた、適切な読書機会の提供を行うことにより、子どもの読書活動の総合的な推進を図る。

① 子ども読書活動の推進

- ア 子ども読書活動推進委員会の開催  
イ 県内公共図書館・学校図書館の巡回展示（パネル・セット作成・展示資料整備）

② 読書活動推進に関する研修の充実

- ア 公共図書館職員（26年度）・学校図書館担当者（27年度）・地域ボランティア（28年度）を対象とした研修の実施（連続講座各5回）  
イ 児童サービス専門職員の養成

③ 障がいのある子ども達の読書環境整備

- ア 大活字本の整備・貸出し  
イ デイジー図書・デイジー再生機器の整備・貸出し  
ウ 障害者サービス研修の実施

④ みやざき読書フォーラム

- ア 名誉館長と文化人とのみやざきの読書に関する対談の実施

(4) ❷ みやざきを興す「みやざき人財養成塾」事業（平成27年度～）

本事業は、これまでの宮崎（歴史）、宮崎の今（産業・文化等）を知り、これから宮崎を考える塾を開講し、宮崎の次代を担える人財・地域興しの核となる人財の育成を図るものである。

さらに、塾生が宮崎で活躍できるよう、県内の地域貢献活動を行う地元企業と連携することにより、塾生の県内就職を推進する。

① 「みやざき人財養成塾」企画会議の開催

学識経験者や企業関係者、塾の受講者をメンバーとする企画会議を開催し、塾開講に係るプログラムの検討や運営などの協議を行うとともに、人財づくりに対する気運の醸成を図る。

② 「みやざき人財養成塾」の開講

- 講座は、地方創生や現代につながる宮崎の歴史、宮崎の魅力と課題、将来像を主な内容とする。講義に加え、ワークショップやプレゼンテーションを取り入れる。また、県外の学生を主な対象とした特別講座も実施する。  
○ 講師は、文化的、民俗学的、地政学的、行政学的見地など、様々な角度から現在の宮崎の成り立ちを論ずることができる方や起業家・企業代表、行政関係者など宮崎の将来像を描くことができる方など、塾生にとって魅力的な方を講師とする。  
○ 塾生は、やる気のある高校生や大学生、青年をターゲットとして、100名程度募集する。

募集にあたっては、学校関係者や商工会議所、中小企業団体、市町村、教育事務所等、就職希望者の情報をもっている機関と協力して行う。

③ 県民全体で人財づくりに取り組む気運の醸成

新聞広告やポスター等により、産業人財育成、地域興し人財育成に企業等と連携して取り組む県の姿勢を県民にアピールする。

④ 塾生の就職支援と地域づくりへの参画支援

塾生のワークショップ等で、地元企業とのパイプをつくり、塾生の就職を支援する。また、塾生を生涯学習課の人財バンクに登録するなど、塾生が地域づくりに積極的に参画できるような体制を整える。

### 3 県立図書館、県立美術館における主な概要

生涯学習課は、図書館と美術館の2館を所管している。

#### (1) 図書館

① 多様な学習機会の提供

県民の自主的な学習を支援するため、関係機関と連携して、健康や環境等に関する資料・情報の提供などを行うほか、文化講座など各世代のニーズに沿った各種講座や展示等を実施し、多様な学習機会の積極的な提供を行っている。

② 県民や地域の課題解決支援の強化

県民や地域の課題解決を積極的に支援するため、図書館のもつ機能と資源を有効に活用し、県行政機関等へのレンタルサービスや県政の重点施策発信事業等の政策支援を行うほか、大学、民間企業など関係機関と連携したビジネス支援サービスなどの社会人支援を行っている。また、就労支援や子育て支援など喫緊の課題解決に役立つ資料の充実・活用を図っている。

③ 市町村立図書館（室）及び学校等との連携・支援の強化

県立図書館と市町村立図書館（室）相互の連携を強化するとともに、特に中山間地域における図書館サービスの向上を図るために、市町村立図書館（室）が行う読み聞かせ団体の育成や、市町村立図書館（室）の職員研修支援を積極的に行っている。また、へき地学校における読書活動の推進のために、移動図書館車「やまびこ」の巡回先の拡充を図っている。

④ 郷土に関する情報収集・提供の強化

「宮崎の“昔と今”を学ぶ」をテーマとして、市町村立図書館等と役割分担をしながら、郷土資料の積極的な収集・整理・保存に努めている。また、関係機関と連携した郷土情報の発信事業、貴重資料等のデジタル化推進及びデジタルアーカイブの充実などを通じて、地域の情報拠点としての役割を強化している。

#### (2) 美術館

① 展示事業

国内外の高水準の芸術作品を鑑賞する機会としての特別展（年3回）の開催や、調査・研究成果を基本に、優れた収蔵作品を年間を通じて紹介するコレクション展（年4回）、および県美術展の開催等により県民に優れた作品の鑑賞機会や発表の場を計画的に提供し、本県美術の中核施設としての役割を果たしている。

## ② 教育普及事業

県民一般や子どもたちの美術に対する興味・関心を高め、技術の向上や創作意欲を喚起するために講座やワークショップを実施したり、地理的条件等により美術館を訪れる機会の少ない人たちのために移動ハイビジョン等を実施したりすることにより、本県美術水準の向上に努め、教育機関としての役割を果たしている。

## ③ 資料整備事業

体系的、計画的な資料の収集を図っている。

